

徳島県訓令第7号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条の六第二項中「及び次世代育成・青少年課」を「並びにこども未来局こどもまんなか政策課及びこども家庭支援課」に改める。

第十条の三第一項中「徳島県発達障がい者総合支援センターにあつては美馬庁舎に勤務する次長、」を削り、「東みよし庁舎」を「東みよし庁舎」に改める。

別表第四市町村課の項部長の欄第十六号から第十八号までを削り、同項課長の欄第十五号から第十七号までを削り、同表とくしまぐらし応援課の項部長の欄に次の三号を加える。

三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第七条

第四項前段の規定による主務大臣との協議

四 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に関する次のこと。

1 第七条第一項の規定による振興山村の指定の申請

2 第七条の二第一項の規定による山村振興基本方針の作成

五 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第十条第二項の規定による協力要請別表第四とくしまぐらし応援課の項課長の欄に次の三号を加える。

二 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する次のこと。

1 第七条第五項の規定による持続的発展方針の公表

2 第八条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。）

3 第九条第四項の規定による県計画の公表及び主務大臣への提出

三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第七条の規定による助言又は調査

四 山村振興法第八条第一項又は第八条の三第一項の規定による市町村との協議及び同

意（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。）
別表第四次世代育成・青少年課の項を削り、同表スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

こども まんな か政策 課	一 社会福祉法に関する次のこと。 1 第三十一条第一項の規定による定款の認可 2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任 3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項及び第四百十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任 4 第四十五条の九第五項の規定による許可 5 第四十五条の三十六第二項の規定による定款変更の認可 6 第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定 7 第五十条第三項の規定による認可 8 第五十四条の六第二項の規定による認可 9 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請 10 第五十五条の三第一項の規定による承認 11 第五十五条の四の規定による承認 12 第五十六条第四項（第四百四十	一 社会福祉法に関する次のこと。 1 第五十六条第一項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査 2 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供の要請並びに第五十九条の二第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供 3 第七十条の規定による報告の徴収又は当該職員による検査若しくは調査（町村社会福祉協議会に係るものを除く。） 二 社会福祉法施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十五号）第二条第一項第四号の規定による申請書に添付すべき書類の決定 三 児童福祉法に関する次のこと（10にあつては、法人検査課長の専決に係るものを除く。）。 1 第十八条の七第一項の規定による報告の徴収若しくは指導又は当該職員による検査 2 第十八条の十第一項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による役員等の選任及び解任の認可並びに第十八条の十第二項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による役員等の解任命令
------------------------	--	---

-
-
- 四 条 において準用する場合を含む。）の規定による勧告、第五十六 条 第五項（第百四十四 条 において準用する場合を含む。）の規定による公表、第五十六 条 第六項（第百四十四 条 において準用する場合を含む。）の規定による措置命令、第五十六 条 第七項（第百四十四 条 において準用する場合を含む。）の規定による業務停止命令又は役員の解職勧告、第五十六 条 第八項の規定による解散命令並びに同 条 第九項（第百四十四 条 において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与及び通知
- 13 第五十七 条 の規定による公益事業等の停止命令
- 14 第五十七 条 の二第一項（第百四十四 条 において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述及び第五十七 条 の二第二項（第百四十四 条 において準用する場合を含む。）の規定による情報又は資料の提供その他必要な協力の要請
- 15 第七十二 条 第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可の取消し、同 条 第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し及び同 条 第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限又は停止命令
- 16 第二百二十五 条 の規定による社会福祉連携推進法人の認定
- 17 第三百三十九 条 第一項の規定による定款の変更の認可
- 18 第四百四十 条 の規定による社会

- 3 第十八 条 の十三第一項の規定による試験事務規程の認可及び同 条 第二項の規定による試験事務規程の変更命令
- 4 第十八 条 の十四の規定による指定試験機関の事業計画等の認可及び変更の認可
- 5 第十八 条 の十五の規定による監督命令
- 6 第十八 条 の十六第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査
- 7 第十八 条 の十八第一項の規定による保育士登録簿への登録
- 8 第十八 条 の二十の規定による登録の消除
- 9 第三十五 条 第七項の規定による市町村の長に対する協議
- 10 第四十六 条 第一項の規定による報告の徴収又は職員による質問若しくは立入検査
- 11 第五十九 条 第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問
- 12 第五十九 条 の二第三項の規定による市町村長への通知
- 13 第五十九 条 の二の五第二項の規定による市町村長への通知及び公表
- 14 第五十九 条 の二の六の規定による市町村長への協力要請
- 四 児童福祉法施行令に関する次のこと。
- 1 第五 条 第三項の規定による承認及び同 条 第六項の規定による指定の取消し
- 2 第十四 条 の規定による試験事務の実施
- 3 第三十八 条 本文の規定による当該職員による児童福祉施設の

福祉連携推進方針の変更の認定 19 第四十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可 20 第四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し	二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に関する次のこと。	1 第十八条の六第一号の規定による指定保育士養成施設の指定 2 第十八条の八第二項の規定による保育士試験の実施 3 第十八条の九第一項の規定による指定試験機関の指定 4 第十八条の十九第一項の規定による保育士の登録の取消し及び同条第二項の規定による保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止命令	5 第三十四条の十四第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査、同条第三項の規定による措置命令及び同条第四項の規定による事業の制限又は停止の命令	6 第三十四条の十八の二第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査及び同条第三項の規定による事業の制限又は停止の命令 7 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設の設置の認可、同条第九項の規定による通知及び同条第十二項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認	8 第四十六条第三項の規定による改善の勧告又は命令及び同条第四項の規定による事業の停止	実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認	五 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）に関する次のこと。	1 第六条の九第四号の規定による保育士試験の受験資格の認定 2 第六条の十一第一項から第三項までの規定による受験科目の免除	3 第六条の十一の二第一項の規定による筆記試験及び実技試験の全部の免除	4 第六条の十四第一項の規定による受験の停止又は合格の無効の決定及び同条第二項の規定による保育士試験を受けさせないことの決定	5 第六条の三十六の規定による保育士登録簿の訂正等	六 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三条第一項の規定による最低基準の向上の勧告	七 児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）第十一条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十八条第二項第六号の規定による児童の遊びを指導する者の資格の認定	八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関する次のこと（４にあつては、法人検査課長の専決に係るものを除く。）。	1 第三条第六項の規定による市町村の長に対する協議
---	---	--	---	---	--	--	---	---	--	---	----------------------------------	---	---	--	----------------------------------

命令

9 第五十八条第一項の規定による児童福祉施設の設置認可の取消し

10 第五十九条第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令、同条第七項の規定による情報の提供の要請、同条第八項の規定による市町村長への通知及び同条第九項の規定による公表

三 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）に関する次のこと。

1 第十一条の規定による試験事務の休廃止の許可

2 第十二条第一項の規定による指定試験機関の指定の取消し及び同条第二項の規定による指定試験機関の指定の取消し等

四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関する次のこと。

1 第三条第一項又は第三項の規定による認定ことも園の要件に適合している旨の認定

2 第七条第一項の規定による認定ことも園の認定の取消し

3 第十七条第一項の規定による幼保連携型認定ことも園の設置又は廃止等の認可及び同条第七項の規定による通知

4 第二十条の規定による改善勧告又は改善命令

5 第二十一条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令

2 第八条第一項の規定による地方公共団体の機関に対する協議

3 第十七条第五項の規定による市町村の長に対する協議

4 第十九条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査

九 母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）に関する次のこと。

1 第十五条第一項の規定による受胎調節実地指導員の指定

2 第三十九条第二項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消し

十 母体保護法施行令に関する次のこと。

1 第一条第一項の規定による指定証の交付及び同条第二項の規定による標識の交付

2 第三条の規定による指定証の訂正

3 第四条第一項の規定による住所変更の旨の通知及び同条第二項の規定による名簿の写しの送付

十一 母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）に関する次のこと。

1 第十三条第二項の規定による名簿からの抹消

2 第十五条第四項の規定による指定の取消し及び同条第五項の規定による名簿からの抹消

	6 第二十二條第一項の規定による認可の取消し 五 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第六条の規定による認定講習の認定の取消し	
こども 家庭支 援課	一 徳島県青少年健全育成条例（昭和四十年徳島県条例第三十一号）に関する次のこと。 1 第四条の五第三項の規定による徳島県青少年健全育成審議会の意見の聴取及び同条第四項の規定による基本計画の公表 2 第八条第八項の規定による勸告及び同条第九項の規定による命令 3 第十条第五項の規定による措置命令 4 第十条の二第六項の規定による有害広告文書等の除去命令 5 第十一条の三第三項の規定による有害図書類等の除去命令 6 第十七条第一項の規定による立入調査を行う者の指定 二 社会福祉法に関する次のこと。 1 第三十一条第一項の規定による定款の認可 2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任 3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項及び第四百四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任 4 第四十五条の九第五項の規定による許可 5 第四十五条の三十六第二項の規定による定款変更の認可	一 徳島県青少年健全育成条例に関する次のこと。 1 第五条の二の規定による優良興行又は優良図書類の推奨 2 第七条第一項の規定による有害興行の指定及び同条第四項の規定による有害興行の指定の取消し 3 第八条第一項の規定による有害図書類の指定及び同条第三項第三号ハの規定による団体の指定 4 第十条第一項の規定による有害広告物の指定 5 第十条の二第一項の規定による有害広告文書等の指定 6 第十一条第一項の規定による有害玩具類の指定 7 第十一条の四ただし書の規定による自動販売機管理者を置くことを要しない自動販売機の認定 8 第十一条の五の規定による図書類等を販売する自動販売機の設置等の届出の受理 9 第二十三条の二第一項の規定による徳島県青少年健全育成審議会への諮問及び同条第二項の規定による徳島県青少年健全育成審議会への通知 二 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）に関する次のこと。

-
-
- 6 第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定
 - 7 第五十条第三項の規定による認可
 - 8 第五十四条の六第二項の規定による認可
 - 9 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第十五条の第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の第二十項（第五十五条の第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請
 - 10 第五十五条の三第一項の規定による承認
 - 11 第五十五条の四の規定による承認
 - 12 第五十六条第四項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による勧告、第五十六条第五項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表、第五十六条第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による措置命令、第五十六条第七項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務停止命令又は役員の解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与及び通知
 - 13 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令
 - 14 第五十七条の二第一項（第四百四十四条において準用する場合

- 1 第二条の規定による団体の認定
 - 2 第五条第二号の規定による補修等の指定
 - 3 第六条第二項の規定による臨時休館等の承認
 - 4 第七条第二項の規定による供用時間の変更の承認
 - 5 第十三条第一項ただし書の規定による賠償責任の免除
 - 6 第十四条第二項の規定による利用料金の額の承認、同条第五項の規定による利用料金の免除の基準の承認及び同条第六項の規定による利用料金の還付の基準の承認
- 三 徳島県青少年センター管理規則（昭和四十八年徳島県規則第九十二号）に関する次のこと。
- 1 第二条第二項ただし書の規定による利用許可申請書の事前提出の承認
 - 2 第四条の規定による利用者心得等の承認
 - 3 別表第一その二の表の規定による用具及び利用料金の基準額の決定
- 四 社会福祉法に関する次のこと。
- 1 第五十六条第一項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査
 - 2 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供の要請並びに第五十九条の二第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の

15 第六十二条第二項の規定による許可

16 第七十一条の規定による改善
命令

17 第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可の取消し、同条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し及び同条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限又は停止命令

18 第二百二十五条の規定による社会福祉推進法人の認定

19 第百三十九条第一項の規定に
よる定款の変更の認可

20 第百四十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定

21 第四百十二条の規定による代
表理事の選定及び解職の認可

22 第四百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推

三 児童福祉法に関する次のこと。

1 第十三条第三項第一号の規定
による施設又は講習会の指定

2 第三十三条の二第一項ただし書及び第三十三条の八第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可

3 第三十三条の十五第二項の規定による措置の内容等の報告

4 第三十三条の十六の規定によ

3 第六十三条第二項の規定による社会福祉施設の許可事項の変更の許可

4 第六十七條第二項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可

5 第七十条の規定による報告の徴収又は当該職員による検査若しくは調査（町村社会福祉協議会に係るものを除く。）

五 社会福祉法施行条例第二条第一項第四号の規定による申請書に添付すべき書類の決定

六 児童福祉法に関する次のこと（
 1 にあつては、法人検査課長の専
 決に係るものを除く。）。

1 第四十六条第一項の規定による報告の徴収又は職員による質問若しくは立入検査

2 第五十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問

3 第五十九条の二の六の規定に
よる市町村長への協力要請

七 児童福祉法施行令に関する次のこと。

1 第二条の規定による児童相談所の設置等に係る報告

2 第二十九条の規定による徳島

3 県社会福祉審議会の意見の聴取
第三十八条本文の規定による

当該職員による児童福祉施設の実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認

八 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三条第一項の規定による最低基準の向上の勧告

る被措置児童等虐待の状況等の公表	九 児童福祉法施行条例第十一条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第九号及び第十号の規定による児童指導員の資格の認定
5 第三十四条の五第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査	十 児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）第二十条の規定による費用の基準の決定
6 第三十四条の六の規定による事業の制限又は停止の命令	十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法第二十五条第三項（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公共施設内における売店等の設置に係る協議等及び結果の通知
7 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第十二項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認	十二 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第二十四条（同令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の貸付業務の報告
8 第四十六条第三項の規定による改善の勧告又は命令及び同条第四項の規定による事業の停止命令	
9 第四十七条第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可	
10 第五十八条第一項の規定による児童福祉施設の設置認可の取消し	
11 第五十九条第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令、同条第七項の規定による情報の提供の要請、同条第八項の規定による市町村長への通知及び同条第九項の規定による公表	
四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に関する次のこと。 1 第六条第一項の規定による許可 2 第七条第二項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による説明の要求及び実地の調査	

3 第十二条第三項の規定による許可の有効期間の更新

4 第十五条の規定による措置命令

5 第十六条第一項の規定による許可の取消し及び同条第二項の規定による養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止命令

6 第三十八条の規定による指導及び助言

7 第三十九条第一項の規定による報告の徴収並びに同条第二項の規定による職員による質問及び検査

五 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に関する次のこと。

1 第二十二条第一項（第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査

2 第二十三条（第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による事業の制限又は停止の命令

六 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）に関する次のこと。

1 第十五条第一項第三号（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による収益を母子福祉資金貸付金等の貸付けを受けている事業以外の用途に使用することの承認並びに第十五条第二項第一号（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を

含む。）の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査、同項第二号（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による事業の運営の改善勧告及び同項第三号（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による役員の了解職勧告

2 第十七条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収の決定

七 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）に関する次のこと（総合県民局の長の専決に係るものを除く。）。

1 第十二条の四第一項の規定による接近禁止命令、同条第二項の規定による期間の更新及び同条第六項の規定による接近禁止命令の取消し

2 第十三条の五の規定による児童虐待の事例の報告

別表第四保健福祉政策課の項部長の欄第一号から第四号までを削り、同項課長の欄中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第十九号までを四号ずつ繰り上げ、第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第十六号とし、第二十三号を第十七号とし、同表国保・自立支援課の項の項名を「国保・地域共生課」に改め、同項部長の欄第三号中23を24とし、2から22までを1ずつ繰り下げ、1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 第十九条第一項第二号の規定による養成機関及び講習会の指定
別表第四国保・自立支援課の項部長の欄中第八号を第十一号とし、第四号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）第九条の規定による指定の取消し

五 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定による民生委員の推薦

2 第十一条第一項の規定による民生委員の解嘱の具申

六 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十三条
第一項の規定による当該職員による立入検査

別表第四国保・自立支援課の項課長の欄中第十四号を第十八号とし、第七号から第十三号までを四号ずつ繰り下げ、第六号を第十号とし、同号の前に次の三号を加える。

七 民生委員法に関する次のこと。

1 第十八条の規定による民生委員の指導訓練の実施

2 第二十条第一項の規定による区域の決定

八 徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認

3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認

4 第十一条第二項の規定による利用料金の額の承認

5 第十三条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

九 徳島県立総合福祉センター管理規則（昭和五十八年徳島県規則第七十号）に関する次のこと。

1 第二条第二項の規定による社会福祉関係者の承認

2 第三条の規定による利用者心得等の承認

別表第四国保・自立支援課の項課長の欄中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 社会福祉法施行令に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による変更の承認

2 第八条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による指示

別表第四健康づくり課の項部長の欄中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同項課長の欄中第十二号から第十四号までを削り、第十五号を第十二号とし、第十六号から第二十五号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第四農林水産政策課の項の次に次のように加える。

みどり 戦略推 進課		
	一 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）に関する次のこと。	一 卸売市場法第十四条において準用する同法第十二条第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は当該職員による立入検査
	1 第十三条第一項の規定による認定及び同条第六項の規定による公示	二 果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）に関する次のこと。
	2 第十四条において準用する第六条第二項の規定による届出の受理	1 第二条の三第一項の規定による果樹農業振興計画の策定並びに同条第六項（第二条の四において準用する場合を含む。）の
	3 第十四条において準用する第七条の規定による届出の受理	
	4 第十四条において準用する第	

八条第二項の規定による届出の受理及び第十四条において準用する第八条第三項の規定による公示

5 第十四条において準用する第九条の規定による指導及び助言
6 第十四条において準用する第十条の規定による措置命令

7 第十四条において準用する第十一条第一項の規定による認定の取消し及び第十四条において準用する第十一条第二項の規定による公示

8 第十四条において準用する第十二条第一項の規定による報告の受理

二 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に関する次のこと。

1 第七条の三第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令

2 第五十二条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

三 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十七条第三項の規定による報告

四 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第十条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第七条第三項及び第四項の規定による報告

六 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七

規定による果樹農業振興計画の提出及びその概要の公表

2 第四条の規定による果樹園経営計画の認定

3 第四条の八の規定による業務実施の協力に関する勧告

4 第六条の規定による果実等の生産等の状況に関する情報の提供

5 第八条の規定による果実等の生産者等からの報告の徴収

三 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）に関する次のこと。

1 第五条（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による野菜指定産地の指定等の申出

2 第八条第六項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による生産出荷近代化計画の提出及びその概要の公表

3 第九条第一項の規定による生産出荷近代化計画の変更の届出

4 第十五条の規定による対象野菜の出荷に関する勧告

四 原種ほ産以外の種子を指定種子生産ほ場に原種として使用することの決定

五 災害等緊急時における準種子の供用

六 主要農作物の奨励品種の決定

七 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）に関する次のこと。

1 第十六条の規定による職員による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還要求

2 第十七条第二項（第十八条第三項及び第十九条第三項におい

号)に関する次のこと。

1 第十九条第二項の規定による事故肥料の譲渡の許可

2 第三十一条第二項及び第三項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し制限若しくは禁止又は登録等の取消し並びに同条第七項の規定による処分をした旨の通知

七 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による対策地域の指定、同条第三項(第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取並びに第三条第四項(第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による対策地域を指定した旨等の公告、報告及び通知

2 第四条第一項の規定による対策地域の区域の変更又は指定の解除

3 第五条第一項の規定による対策計画の策定、同条第四項(第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による協議、第五条第五項(第六条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取並びに第五条第六項(第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による概要の公告及び通知

4 第六条第一項の規定による対策計画の変更

5 第八条第一項の規定による指

て準用する場合を含む。)の規定による登録並びに第十七条第六項(第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。)及び第九項の規定による公示

3 第十八条第四項の規定による公示

4 第二十一条第二項の規定による変更命令

5 第二十二条の規定による適合命令

6 第二十三条の規定による改善命令

7 第二十四条第一項の規定による登録の取消し、同条第二項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令、同条第三項の規定による登録の取消し及び同条第四項の規定による公示

8 第三十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収

9 第三十一条第一項及び第二項の規定による職員による立入調査又は質問

10 第三十三条第二項の規定による調査及び措置

八 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による地力増進地域の指定、同条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による関係市町村の意見の聴取及び同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による地力増進地域の指定をした旨等の公表

2 第五条の規定による対策調査の実施

定農作物等の範囲の決定及び特別地区の指定並びに同条第二項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特別地区を指定した旨の公告、報告及び通知

6 第九条第一項の規定による特別地区の区域等の変更又は指定の解除

7 第十条の規定による農作物の作付け等に関する勧告

8 第十二条の規定による土壌汚染調査結果の公表

八 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第二十一条の規定による有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあると認めた場合の報告

九 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三十一条第二項及び第四項の規定による農薬の販売の制限又は禁止

3 第六条第一項の規定による地力増進対策指針の策定、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村等の意見の聴取及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による地力増進対策指針の公表

4 第七条第二項の規定による勧告

5 第八条の規定による改善状況調査の実施

6 第九条第一項の規定による当該職員による立入調査

7 第十一条第二項の規定による農林水産大臣への申出

九 肥料の品質の確保等に関する法律に関する次のこと。

1 第四条第一項及び第三項の規定による普通肥料の登録

2 第十条の規定による登録証等の交付

3 第十二条第二項の規定による肥料の登録の有効期間の更新

4 第十六条第一項及び第二項の規定による肥料の登録等に関する公告並びに同条第四項の規定による公告事項の通知

5 第二十一条第二項及び第二十二条の二第二項の規定による農林水産大臣への申出

6 第二十九条第一項の規定による生産業者等からの報告の徴収、同条第三項の規定による販売業者からの報告の徴収及び同条第四項の規定による農林水産大臣への報告

7 第三十条第一項及び第三項の規定による当該職員による立入

検査等、同条第四項の規定による農林水産大臣への報告並びに同条第七項の規定による肥料等の検査の結果の概要の公表

8 第三十五条第一項後段の規定による適用除外肥料の指定及び同条第二項の規定による農林水産大臣への通知

十 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に関する次のこと。

1 第十一条の二第二項の規定による環境大臣への報告

2 第十三条第一項の規定による当該職員による立入調査等

3 第十四条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する協力要請等

十一 植物防疫法に関する次のこと。

1 第十六条の七第二項の規定による侵入調査事業への協力

2 第二十二条の三第一項の規定による総合防除計画の策定、同条第三項の規定による農業者が遵守すべき事項の制定並びに同条第五項の規定による公表及び報告

3 第二十三条第二項の規定による発生予察事業への協力

4 第二十四条第二項の規定による区域及び期間その他必要な事項の決定並びに同条第三項の規定による告示及び報告

5 第二十四条の二の規定による指導及び助言

6 第二十四条の三第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令

7 第二十四条の四第一項の規定による職員による立入調査又は

	別表第四もうかるブランド推進課 もうかるブランド推進課
質問及び通知 8 第二十九条第一項の規定による防疫の実施 9 第三十一条第一項の規定による発生予察事業の実施並びに同条第二項の規定による発生予察事業の内容及び結果の報告 十二 農薬取締法に関する次のこと。 1 第二十六条第二項の規定による農薬の使用につき許可を受けらるべき旨の定め 2 第二十九条第一項の規定による販売者に対する報告命令又は当該職員による立入検査等、同条第二項の規定による農林水産大臣又は環境大臣への報告及び同条第三項の規定による販売者等に対する報告命令又は当該職員による立入検査等 十三 農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第四条第六項の規定による報告	一 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であるものに限り、かつ、水産物に係るものを除く。）。 1 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行 2 第十七条第二項の規定による認定、同条第四項の規定による確認、同条第五項の規定による改善の要求及び認定の取消し並びに同条第六項（第五十三条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告

	3 第五十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出の要求又は職員による立入調査若しくは質問及び同条第五項の規定による輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消し 二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則に関する次のこと（主務大臣が農林水産大臣であるものに限り、かつ、水産物に係るものを除く。）。 1 第五条第二項の規定による審査の事務の一部の委託 2 第十八条第二項の規定による審査の事務の一部の委託 3 第二十一条第二項の規定による審査の事務の一部の委託

別表第四水産振興課の項部長の欄第十号を削り、同項課長の欄第十二号及び第十三号を削り、同表漁業調整課の項の項名を「漁業管理調整課」に改め、同項課長の欄第二号中「漁業法施行令」の下に「（昭和二十五年政令第三十号）」を加える。

別表第四の四に次のように加える。

こども未来局長	一 別表第四こどもまんなか政策課の項部長の欄及びこども家庭支援課の項部長の欄に掲げる事項
----------------	---

別表第六の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第六号から第十一号までを削り、第十二号を第六号とし、第十三号から第十五号までを六号ずつ繰り上げる。

別表第六の四徳島県発達障がい者総合支援センター次長（美馬庁舎に勤務する次長に限る。）の項を削る。

附 則

この訓令は、令和五年六月一日から施行する。